

## 隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業（以下「本事業」という。）の助成金交付について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、隠岐ユネスコ世界ジオパークの人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化及び持続可能な地域社会の形成に資することを目的として助成金を交付する。

### (対象事業)

第3条 隠岐ジオパーク推進機構（以下「推進機構」という。）は、この要綱に基づき、事業を行う者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成対象事業の内容、助成金の額等に関しては、毎年度定める隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業募集要項に掲げるとおりとする。

### (応募方法)

第4条 本事業に新規応募又は継続応募する場合は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業応募申請書（様式第1号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を推進機構理事長が指定する期日までに提出しなければならない。

### (採択決定)

第5条 推進機構理事長は、前条の応募申請書の提出があった場合、採択するに値する申請を決定するため、審査会を開催する。

2 審査に関しては、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業審査規程（以下「審査規程」という）に掲げるとおりとする。

3 推進機構理事長が、助成金を交付することが適当であると認めるときは、応募申請を採択し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業採択決定通知書（様式第2-1号）により申請者へ通知するものとする。

4 採択されなかった申請については、不採択通知書（様式第2-2号）により申請者へ通知するものとする。

### (研究の変更または辞退)

第6条 本事業に採択された者が、助成金の交付対象となった事業内容を変更または辞退しようとするときは、速やかに推進機構理事長に届け出なければならない。

2 変更する場合は、軽微な変更以外は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業変更申請書（様式第3-1号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を提出しなければならない。変更内容によっては、再審査又は採択を取り消すことがある。（詳細については、推進機構事務局と協議する。）

3 辞退する場合は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業辞退申請書（様式第3-2号）を提出しなければならない。

4 推進機構理事長が、変更または辞退が適当であると認めるときは、変更または辞退申請を承認し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業変更承認通知書（様式第3-3号）または隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業辞退承認通知書（様式第3-4号）により申請者へ通知するものとする。

#### （実績報告）

第7条 申請者は、事業が完了したときは、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術奨励事業実績報告書（様式第4号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を推進機構理事長が指定する期日までに提出しなければならない。

#### （額の確定）

第8条 推進機構理事長は、前条の規定による実績報告を受けた場合にはこれを審査し、適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

#### （助成金の請求）

第9条 申請者は、前条の通知を受けて助成金の交付を受けようとするときは、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金支払請求書（様式第6号）を推進機構理事長へ提出するものとする。

2 助成金の振込先は、原則として請求者（申請者）本人が指定する口座（所属機関の口座、指導教官の口座も可）とする。

3 推進機構理事長は、業務遂行上必要があると認めるときは、概算払いすることができる。なお、概算額は助成金採択決定額の7割に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）までを交付するものとする。

4 前項の場合、申請者は隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金概算払い請求書（様式第7号）を推進機構理事長が指定する期日までに提出するものとする。

#### （他の用途への使用の禁止）

第10条 申請者は、本事業の助成金を他の用途に使用してはならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関する必要な事項は、隠岐ジオパーク推進機構補助金等交付規則に定めるとおりとする。

2 同様に、旅費の交付に関する必要な事項は、隠岐ジオパーク推進機構旅費規程(以下「旅費規程」という)に定めるとおりとする。ただし、宿泊費の支払いについては、繁忙期等の理由で旅費規程の範囲内で宿泊できなかった場合、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。